（電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則の一部改正）

第三条　電力・ガス取引監視等委員会事務局組織規則（平成二十七年経済産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（ネットワーク事業監視課の所掌事務） **第四条**　ネットワーク事業監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。 一　次に掲げる事項に関すること（以下「電力ネットワーク事業監視事務」という。）。 イ・ロ　［略］ ハ　離島供給約款 ニ・ホ　［略］ 二　［略］ （統括ネットワーク事業管理官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官） **第六条**　ネットワーク事業監視課に、統括ネットワーク事業管理官一人、上席ネットワーク事業検査官三人、ネットワーク事業検査官二人、上席料金専門官四人及び料金専門官二人を置く。 2～6　［略］	（ネットワーク事業監視課の所掌事務） **第四条**　ネットワーク事業監視課は、委員会の所掌事務に係る次に掲げる事務をつかさどる。 一　次に掲げる事項に関すること（以下「電力ネットワーク事業監視事務」という。）。 イ・ロ　［略］ ハ　離島供給約款 ニ・ホ　［略］ 二　［略］ （統括ネットワーク事業管理官、上席ネットワーク事業検査官、ネットワーク事業検査官、上席料金専門官及び料金専門官） **第六条**　ネットワーク事業監視課に、統括ネットワーク事業管理官一人、上席ネットワーク事業検査官三人、ネットワーク事業検査官四人、上席料金専門官四人及び料金専門官二人を置く。 2～6　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の経済産業省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員
本省	令和四年九月三十日までの間	四、五六四人
合計	令和四年九月三十日までの間	八、〇〇〇人

○国土交通省令第十八号

軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第二項及び第十四条、軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）第四条第一項及び第十七条並びに鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（昭和六十二年政令第七十八号）第四条の規定に基づき、軌道法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

軌道法施行規則等の一部を改正する省令

（軌道法施行規則の一部改正）

第一条　軌道法施行規則（大正十二年内務鉄道省令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第六条　起業目論見書ノ記載事項ノ変更ニシテ第二条第二号、第四号及第五号ニ掲グル事項ノ変更（第四号ニ在リテハ行政区画又ハ土地ノ名称ノ変更ニ依ルモノニ、第五号ニ在リテハ一般幅員及計画幅員ノ変更ニ限ル）ハ国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル	**第六条**　工事施行ノ認可ヲ受クル前ニ於ケル起業目論見書ノ記載事項ノ変更ニシテ第二条第二号、第四号及第五号ニ掲グル事項ノ変更（第四号ニ在リテハ行政区画又ハ土地ノ名称ノ変更ニ依ルモノニ、第五号ニ在リテハ一般幅員及計画幅員ノ変更ニ限ル）ハ国土交通大臣ニ之ヲ届出ヅルヲ以テ足ル